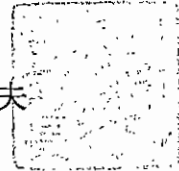


前橋市告示第 33/号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別記調書のとおり本市区域内の町区域を変更するとともに、字区域を廃止するので、同条第2項の規定により告示します。

平成21年6月18日

前橋市長 高 木 政 夫



別記

調 書

町	地 番
東大室町	1048の1、1049の5、1049の7

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）を西大室町に変更する。

町	字	地 番
東大室町	上川久保	1075の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）を西大室町に変更し、同区域内の字を廃止する。

町	地 番
西大室町	2431の12、2317の33 2341

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）を東大室町に変更する。

町	字	地 番
西大室町	三騎堂	2461の20、2461の23、 2461の25から2461の27まで
	多田山	2980の4、2980の6、2980の7、 2981の1、2981の14

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）を東大室町に変更し、同区域内の字を廃止する。

町	字	地 番
東大室町	上 猿 楽	1 3 4 6 の 1、1 3 4 6 の 3 から 1 3 4 6 の 1 5 まで
	下 多 田 山	1 3 7 6 の 1、1 3 7 7 の 1、 1 3 8 1 の 1 から 1 3 8 1 の 3 まで、 1 3 8 1 の 5 から 1 3 8 1 の 1 3 まで、 1 3 8 2 の 3 0 から 1 3 8 2 の 3 2 まで、 1 3 8 3 の 1 から 1 3 8 3 の 3 まで
西大室町	三 騎 堂	2 4 6 1 の 1 8、2 4 6 1 の 1 9、2 4 6 1 の 2 8、 2 4 6 5 の 5、2 4 6 5 の 6
	多 田 山	2 8 9 5、2 8 9 6 の 2、2 9 7 9 の 8、 2 9 7 9 の 1 5、2 9 7 9 の 1 7、2 9 8 0 の 2、 2 9 8 0 の 3、2 9 8 0 の 5、 2 9 8 1 の 1 0 から 2 9 8 1 の 1 3 まで

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）の字を廃止する。